

目標13
気候変動に
具体的な対策を

目標15
陸の豊かさも
守ろう

金融市場NOW

木材の利用で持続可能な森林サイクルへ

企業価値の向上を目的に森林や林業との関わりを増やす企業が増加

- 森林資源の循環を促すことは、CO₂排出削減や地球温暖化防止につながるとの見方がある。利用期を迎えた人工林を活用するなど、木材の利用はSDGsの観点からも企業を中心に注目を集めている。
- 企業による森林や林業との関わりが増加することで、木材の循環を後押ししていくことが期待される。

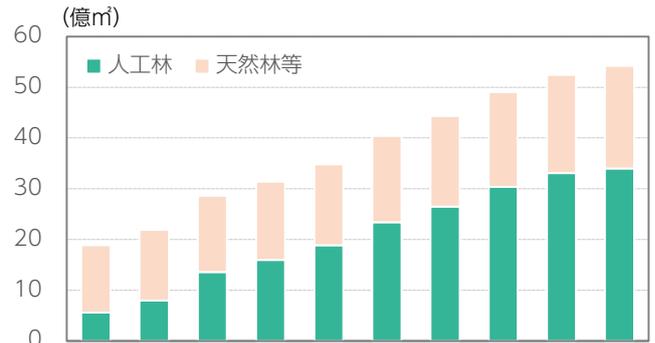
近年、多数の人工林が利用期を迎えている

- 日本は、国土のおよそ3分の2を森林が占める、世界でも有数の森林国です。森林蓄積は年々増加しています(図表1)。戦後に植林された人工林(育成林)が育ち、現在、約半数が利用期を迎えています(図表2)。
- 『伐る→使う→植える→育てる』という森林サイクルを保つには国産材の利用が必要であるものの、木材輸入の自由化で相対的に安価な外国材の需要が高まったこともあり、国産材の利用が進んでいないというのが現状です。
- 政府は、このような事態を踏まえ、2025年までに国産材の利用を50%にすることを目標に掲げ、自治体や企業に国産材の活用を促しています。

森林との関わりにより企業価値の向上へ

- 木は樹体に二酸化炭素(CO₂)を吸収した後、酸素(O₂)を放出します。また、伐採後に木材として建築物などに利用された場合、CO₂を吸収し長期間にわたり貯蔵します。
- 国産材を有効活用し森林資源の循環を促すことは、CO₂排出削減や地球温暖化の防止、また国土の保全につながるとの見方があり、国産材の活用はSDGs(持続可能な開発目標)の観点から、企業を中心に注目を集めているようです。
- 2021年10月に施行された『都市(まち)の木造化推進法』により、木材活用の促進の対象が公共建築物から一般建築物へと拡大され、倉庫や店舗、柱や梁に木材を利用したホテルや商業施設など、これまであまり利用されることのなかった中高層建築物の木造化が進んでいます。
- 企業は社会貢献や地域交流、環境保全などさまざまな目的で、森林に関わっているようです(図表3)。投資家から企業の環境問題への取り組みや社会貢献が求められるようになった今、企業は企業価値の向上を目的に、森林や林業との関わりを増やしていくことが予想され、木材の循環を後押しすることも期待されます。

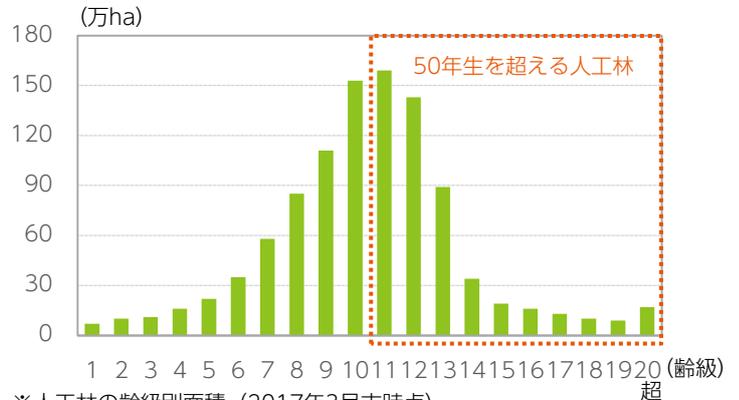
図表1：国内の森林資源は年々増加している



1966197619861990199520022007201220172020(年)

※森林蓄積(森林を構成する樹木の幹の体積で、森林資源量の目安となる)の推移
データ期間：1966年～2020年

図表2：人工林のおよそ半数が利用期を迎えている



※人工林の年齢級別面積(2017年3月末時点)

※年齢級は林齢を5年ごとに区切った単位。苗木を植栽した年を1年生とし、1～5年生を1年齢級とする。

図表3：企業はさまざまな目的で森林に関わっている



※企業が森林に関わる活動を実施する主な目的

調査期間：2019年11月～2020年1月、調査方法：林野庁によるweb

調査、回答企業：国内企業392社(複数回答可)

*スペースの関係上、一部表記を割愛しています。

出所) 図表1～3は農林水産省 林野庁の資料、データをもとにニッセイアセットマネジメントが作成

【当資料に関する留意点】

- 当資料は、市場環境に関する情報の提供を目的として、ニッセイアセットマネジメントが作成したものであり、特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。また、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。実際の投資等に係る最終的な決定はご自身で判断してください。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料のいかなる内容も将来の市場環境等を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 当資料に投資信託のグラフ・数値等が記載される場合、それらはあくまでも過去の実績またはシミュレーションであり、将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。
- 投資信託は投資する有価証券の価格の変動等により損失を生じるおそれがあります。
- 投資信託の手数料や報酬等の種類ごとの金額及びその合計額については、具体的な商品を勧誘するものではないので、表示することができません。

<設定・運用>



ニッセイアセットマネジメント株式会社

商号等：ニッセイアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者

関東財務局長（金商）第369号

加入協会：一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

コールセンター 0120-762-506
9：00～17：00（土日祝日・年末年始を除く）
ホームページ <https://www.nam.co.jp/>